販売一般条件

第一条：定義

1.1 本販売一般条件において、以下の定義が適用される：

買主：注文書を正式に発行した者。

売主：Aquafil S.p.A.および/またはその支配下にある、または出資している企業。

一般条件：本販売一般条件であり、各契約に適用される条項を含む。

注文書：買主が売主またはその代理人を通じて正式に提出した商品購入注文書。

注文確認書：契約対象商品の確認が完了した後、売主が買主に送付する、製品コード、数量、価格、納品条件、支払条件が記載された文書。

契約：注文確認書が買主に送付された後、または法令により認められる他の方法で成立した売主と買主間の合意。

当事者：買主および売主。

商品：注文確認書に商品コードで示されたすべての商品およびサービス。

商品コード：売主が注文書を受領した際に付与し、注文確認書に記載する商品の識別コード。

技術データシート：買主の要請により売主が提供する、商品の技術仕様が記載された基本情報文書。

第二条：範囲

2.1 本一般条件は、本条で定義され、売主によって販売され、商品コードで識別されるすべての商品に関する納品に適用される。

2.2 本一般条件はウェブサイト（www.aquafil.com）にて公開され、閲覧することができる。これにより、買主が明示的に書面で承諾しなくとも、行動またはその後の対応により周知・承諾されたものとみなされる。

2.3 本一般条件の放棄または変更は、当事者間の書面によってのみ行われる。変更・放棄されなかった部分については、本一般条件が引き続き適用される。

2.4 買主の購入一般条件は、売主が書面で承諾しない限り、たとえ一部であっても適用されない。

第三条：手続き

3.1 注文書は、買主が売主またはその代理人を通じて直接提出するものとする。

3.2 売主は、注文書を受領後、買主に対して注文確認書を直接または代理人を通じて送付する。

3.3 注文確認書が買主に送付された時点で契約は成立したものとみなされる。注文確認書が送付されるまでは、注文書は売主を一切拘束しない。

3.4 契約締結後の契約内容の変更は、当事者が書面で合意しない限り無効とする。

第四条：納品

4.1 買主が注文書に記載した納期はあくまで参考情報とみなされ、売主が注文確認書に記載した納期に従うものとする。売主が注文確認書に記載した納期は、売主を法的に拘束するものではなく、契約の本質的要素ともならない。

4.2 売主は、納品の遅延または不履行によって買主に発生するいかなる損害（間接的損害およびその他一切の性質の損害を含む）に対しても責任を負わない。このため、買主は納品遅延または記載された時間内に納品できないことによるいかなる損害に対しても補償を請求することはできない。 双方は、納品遅延に対する損害賠償について合意していないものとする。

4.3 納期は、契約成立日（第三条「手続き」に記載された日付）または注文確認書に記載された日付から起算される。

4.4 契約締結後および履行中に当事者間で商品の変更が合意された場合、納期は売主の裁量により必要な合理的期間だけ自動的に延長される。

第五条：契約履行の一時停止

5.1 買主の財務状況が、たとえ保険リスクの評価のみを目的とする場合であっても、契約履行を明らかに危うくする状況となったと売主が判断した場合、買主が売主の判断で十分とされる担保を提供しない限り、売主は契約の履行を一時的に停止できる。

5.2 以下のいずれかの事由が生じた場合、売主は買主が適切な担保を提供するまで契約の履行を中止することができる：

- 買主が、注文の適正な履行のために売主が必要とする情報や対応を怠った場合；
- 買主が前払金の支払義務を果たさない場合、合意された支払条件に違反した場合、または合意された期限内（他の納品ラインに関する期限も含む）に担保を提供しなかった場合；
- 買主が支払い不能に陥った場合、第三者との契約義務を履行できなくなった場合、または破産手続きなどの法的手続きに入った場合。

第六条：商品の引き渡し

6.1 商品の引き渡し条件は、特段の合意がない限り、売主の登記上の本店における「工場渡し（EXW）」とみなされる。ただし、双方が注文確認書および／または請求書において、他の INCOTERM が適用されることに合意した場合を除き、契約成立時に有効なバージョンが適用される。

6.2 引き渡しの遅延、中断、または全部または一部の納品停止による損害（直接的または間接的損害を含む）について、売主はいかなる補償義務も負わない。

6.3 引き渡される商品の数量は、売主の注文確認書に記載された数量とする。注文された商品の商業重量に対し±5%の誤差は明示的に認められる。納品および請求対象の商品の重量は、該当する場合、BISFA（国際化学繊維標準局）の基準に従って決定される。

6.4 売主は、請求書に添付する文書において、包装および補助資材の品質および数量を明記する権利を留保し、これらの資材の所有権は常に売主に帰属する。当該資材は、買主に対して一時的かつ無償で提供されるものであり、買主は、売主が商品の引き渡し日から起算して 60 日以内にこれらの資材を回収できるよう確保しなければならない。買主が当該期間内に資材の返却準備を整えない場合、売主は合理的な費用の負担を買主に請求する権利を有する。

第七条　所有権の留保

7.1 すべての取引は、所有権留保を条件として行われる。

7.2 商品の所有権は、買主が合意された総額の各分割金をすべて支払った時点で初めて移転する。占有は、INCOTERMS に従って移転され、買主はその時点からすべてのリスクを負うものとする。

7.3 買主は納品された商品を加工または転売する権利を有するが、これを担保として質入れまたは譲渡することはできない。この場合、売主は納品した商品の価値に応じて、新たに生じた製品に対する共同所有権を有するものとする。加工・混合等の変形により生じた製品にも、所有権留保に関する本条の条件が適用される。第三者への質入れまたは譲渡の権利を除き、買主は商品の処分権を有する。

7.4 買主が破産手続に入った場合、売主は所有権留保に基づいて商品を回収する権利を有する。

第八条：価格

8.1 別段の合意がない限り、注文確認書に記載された価格が適用される。

8.2 価格は常に注文確認書に指定された通貨で表示され、付加価値税（VAT）が含まれない。付加価値税（VAT）が適用される場合には、請求書発行時の適用税率に基づいて加算されるものとする。

第九条　支払

9.1 注文確認書および／または請求書に別段の定めがない限り、支払いは請求書発行日から 30 日以内に、請求書に記載された金額で行わなければならない。

9.2 支払いは、遅くとも請求書に売主が明示した方法で行わなければならない。

9.3 合意内容と異なる支払いを売主が受け入れたとしても、それは一時的な容認に過ぎず、今後の支払いにおいて合意された条件の厳格な履行を要求する売主の権利を放棄したものとはみなされない。

9.4 請求書に対する具体的かつ書面による異議申し立てが行われなかった場合、商品は完全に受領されたものと見なされる。

第十条　請求書による支払

10.1 支払いは、注文確認書および／または請求書に定められた期間および方法に従い、売主の登記上の本店所在地または営業所に対して直接行わなければならない。

10.2 たとえ商品の納品が遅延した場合、輸送中に部分的または完全な破損・損失が発生した場合、または商品が引渡可能状態となっているが買主が引き渡していない場合であっても、買主は合意された期間内に支払わなければならない。

10.3 合意された期限までに、たとえ一通の請求書でも全額支払われなかった場合（遅延・未払い・一部支払いを含む）、売主は買主の期限の利益を喪失させ、契約を法的に解除する権利を有する。これにより、買主は法定の延滞利息および法定の債権回収費用を負担しなければならない。これに加え、売主は利息および追加損害の賠償請求を行う権利を留保する。

10.4 買主が売主の代理人、代表者、業務補助者等に対して行った支払いは、契約に基づく買主の代金支払義務の履行とはみなされないものとする。

10.5 買主は、たとえ納品された商品の不適合に関する紛争や請求がある場合でも、いかなる理由によっても請求書の支払いを停止または延期する権利を有しない。

10.6 買主は、売主の書面による同意がない限り、本契約に基づく自身の債務を、売主に対する債権と相殺することはできない。

第十一条：質量保証

11.1 売主の保証は、商品が元の未加工状態で適切に保管されており、かつ該当する商品コードに関連するデータシートに記載された技術仕様に適合している場合に限られる。売主は、買主による商品の加工および／または使用について一切の責任を負わない。買主は、自らの製造に関する専門知識に基づき、商品が自らの目的とする工程や使用に適しているかを独自に判断するものとする。

11.2 別途合意がない限り、売主は適用される INCOTERMS に従い、商品の引渡し日から起算して 6 か月間の保証を買主に付与する。買主は、商品の引渡し時に、当該データシートとの適合性を確認しなければならない。

11.3 買主が、引渡し後 8 日以内（隠れた欠陥については発見後 8 日以内）に、商品の不適合について売主に書面で通知しなかった場合、保証請求の権利を失うものとする。

11.4 買主が保証請求を適切に行使するには、売主が該当する商品を特定できるために必要な情報を、上記の期限内に提供しなければならない。

11.5 輸送時の破損、不適切な使用、不十分または不注意な保管、その他商品の性質や特性に照らして不適切とされる保存・取扱いによって生じた不適合には、保証は適用されない。

11.6 売主は、不適合とされた商品を検査し、申告された欠陥の有無および保証対象かどうかを判断する権利を留保する。売主がその裁量により保証対象外と判断した場合、当該検査や処理にかかる費用は買主が負担するものとする。

第十二条：返品およびクレーム

12.1 返品は、事前に売主の承認を得ており、かつ売主と合意した手続きに従っている場合に限り受け付けられる。売主は、未使用かつ元の包装状態で納品された商品に限り、自己の裁量で返品を受け入れる権利を有する。

12.2 上記の条項に従わずに売主へ返送された商品は、買主の責任と費用負担で発送人に返送される。

第十三条：不可抗力

13.1 以下を含む不可抗力により、売主は契約を解除する権利を有する：売主の製造業者、第三者の供給業者または請負業者による納品の遅延または不能、自然災害、政治的出来事、ストライキ、パンデミック、売主の管理を超える生物的・物理的・化学的な事故。

第十四条：個人情報の取扱い

14.1 提供された個人情報は、売主の業務遂行に関連して処理される場合がある。契約上および法的義務を果たすために必要なデータの提供は義務であり、それらは紙または電子媒体により、法令に基づいて安全性と機密性を保証する手段で処理される。情報の未提供は、その重要性に応じて関係に関する管理に影響する可能性がある。

14.2 個人情報は、イタリア国内および/または国外において、取引関係の履行に必要な処理を行うすべての自然人または法人に開示される場合がある。買主は、いつでも、自己の情報に関して、開示、削除、訂正、更新、追加を求める権利、ならびに本条に記載の目的で使用されることへの異議申し立てを行う権利を有する。情報管理者は、本書冒頭に記載された企業である。

第十五条：倫理規定および組織モデル 231/01

15.1 当事者は、本契約に関わるすべての活動が、現行法および売主の倫理規定、ならびに組織・管理・監督モデル（イタリア立法令 231/01 号）に従って実施されることをここに保証する。これらは www.aquafil.com に掲載されており、契約成立時点での義務の不可分かつ本質的な一部を構成する。

第十六条：法律適用および管轄

16.1 本契約には、中華人民共和国の法律が適用される。

16.2 本販売一般条件の履行、適用または解釈に関連する紛争については、法律により他の裁判所が管轄を有する場合を明示的に除外し、売主の所在地を管轄とする人民法院が専属的な管轄権を有するものとする。